

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第70号 岩国市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第70号 岩国市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「本条例の目的を達成するためには、制度上、山口県との協力は不可欠であるが、県から聞いているところでは、本市への企業誘致の状況については、市内の工業団地は民間所有のものが多いことから、進出を希望する企業に対して県からアプローチすることが難しい状況にあるとのことである。当局としては、これらの現状をどのように認識し、また、今後どういった目標を掲げて企業誘致に取り組んでいくのか」との質疑があり、当局から、「本条例の対象地域は市内全域ではあるものの、企業立地に適した土地を市が所有していないことから、問い合わせがあった際は、民間の土地を紹介するなどして対応しているのが現状である。今回の条例改正により企業誘致の目標値を変更することは予定しておらず、引き続き年間2件の誘致を目指すこととしている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市内の工業団地には、土地自体は進出予定企業に売却されたものの、実際に進出がなされない状態が続いているものがあるが、進出協定を締結したにもかかわらず、企業が進出しないことに問題はないのか」との質疑があり、当局から、「当該事業については、企業側の諸事情により、進出がおくれているものと承知している。計画どおり企業進出がなされていけば、一定の雇用確保・税収の増加も見込まれたことから、市として利益を逸している部分もあることは十分認識しており、地域経済発展のためにも、進出がおくれている企業に対し、今後とも積極的にアプローチをしていきたい」との答弁がありました。

本議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。